

# 議案参考資料

[平成 29 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

税 務 課 市民税係・諸税係

## 議案名

議案第 7 号 桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、法人市民税法人税割の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の環境性能割を導入するため、所要の改正を行おうとするものです。

## 概 要

桐生市市税条例等の主な改正内容は、次のとおりです。

### 1 法人市民税の法人税割の税率の引下げ

地方税法の一部が改正され、消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)の率が 10%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の標準税率が引き下げられることに伴い、法人市民税法人税割の税率を引き下げます。

法人市民税：12.1% → 8.4% (▲3.7%)

[参考]

法人県民税：4.0% → 1.8% (▲2.2%) ・ ・ 群馬県

地方法人税：4.4% → 10.3% (+5.9%)

※法人住民税の税率引下げ分相当については、消費税率 8%引上げ時と同様に、地方法人税(国税)の税率が引き上げられ、地方交付税の原資とされます。

(施行期日：平成 31 年 10 月 1 日)

### 2 軽自動車税の環境性能割の導入

消費税率 10%引上げ時における自動車取得税の廃止に伴い、環境性能が優れた車両の普及促進や技術革新への誘因の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の程度に応じて減税となる環境性能割を導入します。

なお、当分の間、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、県が行います。

対 象 車	税 率
電気自動車等	非課税
★★★★かつ平成 32 年度燃費基準+10%達成	
★★★★かつ平成 32 年度燃費基準達成	1.0%
★★★★かつ平成 27 年度燃費基準+10%達成	2.0%
上記以外の車	2.0%

※★★★★：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車

〔参考〕 軽自動車の自動車取得税の税率

平成 26 年 3 月まで	平成 26 年 4 月から	消費税率 10%引上げ時
3%	2%	廃止

※排出ガス・燃費基準の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じてエコカー減税あり。

(施行期日：平成 31 年 10 月 1 日)

**背景・経過**

世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 86 号)が制定されました。

これらの法改正により、消費税の税率引上げの施行日が定められたほか、法人住民税の法人税割の税率の引下げ、自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入等が行われることになりました。